

企業年金基金ニュース

No. 20

発行日 令和元年11月18日
発行者 電子情報技術産業企業年金基金
東京都千代田区岩本町3-5-5
ユニゾ岩本町三丁目ビル5階
(03-5809-3188)

企業年金基金の概況
(令和元年10月31日現在)

実施事業所数	187社
加入者数	21,804人
年金受給者数	183人

1. 基礎年金番号未登録者の届出について

令和元年10月末現在、基礎年金番号の届出が未提出の加入者について、「基礎年金番号届」を同封させていただきます。基礎年金番号をご記入のうえ必ずご提出下さい。確定給付企業年金法では、基金は基礎年金番号を管理することが義務付けられており基礎年金番号にて脱退一時金相当額の移受換手続きや住基情報の収集処理等を行っております。

2. 定年再雇用時における手続きについて

加入者が60歳以降に定年退職し再雇用になった際、ご希望であれば再雇用前の期間(加入者期間3年以上要)について、給付金(年金・一時金)を受取る(清算)することができます。

以下の点にご注意のうえ、手続きされるかご判断ください。

① 再雇用後の加入者期間が3年未満となる場合

再雇用後の給付金は発生しません。

(再雇用時点で65歳までの加入者期間が3年未満となる場合を除く)

② 一時金の受取りをご希望の場合

再雇用時に事業所からの退職金の支給があれば税法上退職所得扱いとなりますが、退職金の支給がなければ税法上一時所得扱いとなります。

(一時金請求時に退職金の「退職所得の源泉徴収票」の添付有る・無しにて取扱いが異なります)

<給付金の受取りを希望する場合>

同日付の加入者資格喪失届(備考欄に「給付金受取希望」と記載)・加入者資格取得届(備考欄に「再雇用」と記載)をご提出してください。基金よりご本人様宛に給付金手続きのご案内書類を送付します。

<給付金の受取りを希望しない(再雇用後の期間と通算する)場合>

基金への同日付の加入者資格喪失届・加入者資格取得届の提出は必要ありません。

ご不明な点等ございましたら、業務課(電話:03-5809-3189)までご連絡ください。

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。

3. 選定代議員の選出に関する選定権限の委任について

現在、事業主を代表する選定代議員に2名の欠員が生じており、規約では、事業主は速やかに補欠の選定代議員を選定（選出）しなければならないこととなっております。

そのため、選定代議員の選出を前号の「企業年金基金ニュース（No.19）」によりお知らせし、また、令和元年10月18日付公示しておりましたが、選定代議員候補者の指名がございませんでした。

つきましては、第1期選定代議員の選出にあたって、基金の運営また電子業界に精通している 栄通信工業株式会社 代表取締役社長 下田達郎氏に選定人として、事業主様が有する選出の権限をご一任いただきたく、「委任状」を送付しております。

内容をご確認のうえ、「委任状」に事業所名、代表者名等を記載いただき、代表者印（事業主印）を押印のうえ、令和元年12月6日（金）までに当基金へご提出いただきますようお願いいたします。

4. 基金業務スケジュールについて

令和元年11月分の届書の締切日

令和元年12月10日（火）

令和元年11月分掛金納入告知書等発送日

令和元年12月18日（水）

ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。